

議案第 20 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。